

# 「機械登記法」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

## 機械登記法

[注 / 仏暦二五三〇年機械登記法(第二版)の改定増補を折り込んで訳出]

### 前文省略

#### 第一条

本法令を「仏暦二五一四年機械登記法令(プララーチャバンヤット・ジョッタピヤン・クルアンチャック)」と呼ぶ。

#### 第二条

本法令は官報告示日の翌日から施行する。

#### 第三条

本法令において、

「機械(クルアンチャック)」とは、水力、水蒸気、燃料、風力、ガス、電気、あるいは一種のエネルギー、または複数のエネルギーによるエネルギー変化もしくはエネルギー変換、エネルギー伝達を生成するために使用する複数の部品から構成される物に加え、はずみ車、滑車、ベルト、シャフト設備、またはその他の相互作用物を意味する。

「所有者(チャオコーン)」とは、所有権の保持者を意味する。

「機械登記(ジョッタピヤン・クルアンチャック)」とは、機械所有権登記、および、または事後の機械に係る他の法律行為の登記を意味する。

「登記官(ナーイタピヤン)」とは、中央機械登記官もしくは県機械登記官を意味する。

「係官(パナックガーン・ジャオナーティー)」とは、大臣が本法令に基づく執行のために任命した登記官及び担当官を意味する。

「大臣(ラッタモントリー)」とは、本法令の主務大臣を意味する。

#### 第四条

本法令に基づき所有権登記のできる機械は、省令の規定に従う。

#### 第五条

本法令に基づき所有権を登記した機械は、民商法典第七〇三(四)条に基づき抵当設定できる動産とみなし、民商法典第一二九九条、第一三〇〇条、及び第一三〇一条を準用する。

#### 第六条

機械登記を希望する機械の所有者は、省令で定められた原則、方法、様式に従い本法令に基づき

登記官に申請する。

#### 第七条

中央機械登記事務所を産業省内に設置する。中央機械登記事務所は全県における機械登記で権限義務を有し、本法令に基づく手続きのために設置した県機械登記事務所を統括する義務を有する。大臣は県機械登記事務所の設置を官報に告示する権限を有する。県機械登記事務所はその県での、あるいは他の県も含めた域内での機械登記において権限義務を有する。中央機械登記事務所に中央機械登記官を置き、県機械登記事務所に県機械登記官を置く。中央機械登記官は県機械登記事務所を統括する権限を有する。中央機械登記官及び県機械登記官は機械登記において権限義務を有する。

#### 第八条

機械登記の原則、方法、様式、機械への登録印もしくは標章、機械登記証明書の発行は、省令の規定に従う。

#### 第九条

機械の所有権の登記手続きにおいて、係官は事実関係の調査権限を有し、登記申請人に関する証拠書類を送付させる、あるいは関係者に証言させる権限を有する。その登記が正しくないと信じられる場合、登記官は登記を拒否し、登記申請人に文面で正しくない事由を通知する。登記申請が正しい時、登記官は登記し、登記申請人に登記証明書を発行する。

#### 第九条の二

第九条に基づき登記官が機械所有権の登記を拒否した場合、機械所有者は登記拒否の通知を受けた日から六〇日以内に大臣に文書で不服を申し立てる権利を有する。不服申立は大臣が定めた規則に従う。

#### 第九条の三

重要部分に瑕疵がありながら機械登記証明書が発行されたことが明らかになった時、もしくは発行後に登記審査を構成する書類が事実と違っていたことが明らかになった時、あるいは登記における重要部分である事実関係がその後変更になったことが明らかになった時、登記官はその機械登記証明書の取消を命じる権限を有する。

登記官は機械登記証明書の取消命令を出す前に、機械所有者及び利害関係者に異議の機会を与えるために文面で通知する。登記官からの通知書を受け取った日から六〇日以内に異議がないとき、異議はないものとみなす。

第二段に基づき期間内に異議があった場合、登記官は異議を受け取った日から一五日以内に審査を終了する。登記官が異議に同意しない場合、登記官はその機械登記証明書の取消を命じ、異議申

立人に文面で通知する。

第三段に基づく機械登記証明書の取消命令に同意できないとき、異議申立人は登記官から通知を受けた日から六〇日以内に大臣に文書で不服を申し立てる権利を有する。不服申立は大臣が定めた規則に従う。

#### 第九条の四

第九条の二もしくは第九条の三に基づく大臣への不服申立があった場合、大臣は不服申立を受理した日から三〇日以内に審査を終了する。ただし必要な事由があれば審査期間は三〇日間延長することができる。大臣が当該期間内に判定を下さなかった場合は不服が認められたものとみなす。大臣の判定は最終的なものとする。

#### 第一〇条

機械登記証明書が紛失した、あるいは重要部分が損壊した場合、機械登記証明書の保有者はその証明書を発行した登記官に機会登記証明書の代用書を発行するよう申請する。

機械登記証明書の代用書の申請、発行は省令で定めた原則、方法、条件に従う。機械登記証明書代用書の書式は機械登記証明書の書式を使用するが、機会登記証明書の前面に赤色で代用書と印字する。機械登記証明書の代用書が発行された時、元の機械登記証明書は廃止される。

#### 第一一条

本法令に基づき登記した機械の所有者が、新たな工業事業地に機械を移す、もしくはその他の場所に保管するために機械を移すことにより、機械登記証明書に示された工業事業地から機械を移動させる場合、その機械移動日より一五日以上前もって、登記官に文面で機械移動と移動日を通知する。ここにおいて機械登記証明書と移動設置もしくは保管計画書を登記官に提出し、審査を受ける。登記官が機械移動設置もしくは保管計画書を承認した時、機械所有者はその計画書の通りに機械を移動させなければならない。移動が終了した時、登記官は登記内容を改正する。

移動先の新たな工業事業地または保管地がその機械を登記した登記事務所の管轄区域と違う区域である場合、機械所有者は第一段に基づく手続きをなし、その機械を登記した区域の登記官は機械の移動先の登記官に移動申請を連絡する。当該移動先の登記官が移動設置または保管計画書を承認した時、機械所有者はその計画書の通りに機械を移動させなければならない。機械移動が終了した時、移動先の登記官は新たに機械登記証明書を発行する。

移動する機械に抵当権が設定されている場合は、機械所有者は抵当権者の承諾書を登記官に示し、その移動する機械の抵当権は継続するものとみなす。

機械所有者が三〇日を超えない期間、一時的に工業事業地の外に機械を移動しようとする場合、移動日の七日以上前に登記官に文面で通知し、その移動設置場所もしくは保管場所を知らせる。一時的な移動が三〇日以上になる場合は、期限が来る七日以上前に登記官に文面で延期を通知する。登記官は相当の期間にわたって延長を許可する権限を有するが、延長期間は一回につき三〇日を超えな

い。

機械所有者が工業事業地内で元の場所から新しい場所に機械を移動させた場合、機械移動日から三〇日以内に機械移動計画書と共に登記官に文面で通知する。

本条に基づく規定は通常の作業に伴う移動の場合には適用しない。

#### 第一二条

本法令に基づき登記済みの機械について登記内容の重要部分に変更があった場合、変更があった日から三〇日以内に、機械に係る登記証明書の保有者は機械登記証明書を持参し、その機械を登記した登記官に新たな登記を申請する。

第一段に基づく変更のあった機械に抵当権が設定されていた場合は、機械所有者は抵当権者の承諾書を登記官に示す。変更された物は元の物に代わる抵当物であるものとみなす。

#### 第一三条

本法令に基づき登記した機械の抵当権のもしくは買戻しを解除する場合、機械の所有者もしくは買戻し人は、機械登記証明書と共に機械の抵当権者もしくは買戻し引受人の抵当権、買戻し解除を示す証拠を持参し、その機械登記証明書を発行した登記官に解除の登記を申請する。登記官は検査の上、正しいと判断した時、その解除を機械登記証明書に記載する。

#### 第一三条の二

本法令に基づき登記した機械が消失した場合、機械所有者はそれを知った、あるいは知り得た日から一五日以内に文面で登記官に通知する。登記官はその機械の登記証明書の取消を命じる権限を有する。ただしその機械が抵当権を登記していた場合、登記官は当該消失について抵当権者に通知する。この場合、登記官は抵当権者の承諾を受け取った時にその機械の登記証明書の取消を命じる。

第一段に基づく機械が破壊または損壊し、使用できなくなった場合、機械所有者はそれを知った、あるいは知り得た日から一五日以内に文面で登記官に通知する。登記官はその機械の登記証明書の取消を命じる権限を有する。ただしその機械が抵当権を登記していた場合、登記官はその機械の状態を記録し、当該損壊について抵当権者に通知する。この場合、登記官は抵当権者の承諾を受け取った時にその機械の登記証明書の取消を命じる。

#### 第一三条の三

係官は本法令遵守に係る検査のために、日照時間内に、本法令に基づき登記した機械の設置場所、建物に立ち入る権限を有する。係官は機械所有者、場所建物の所有者、もしくは関係者が求めた時に身分証明書を提示しなければならない。係官の身分証明書は省令で定めた様式に従う。

#### 第一四条

いずれの者であっても手数料を支払えば登記官が保管している書類を閲覧することができる。あるい

は書類の謄本及びその内容証明を求めることができる。

#### 第一五条

登記官に通知せずに本法令に基づき登記した機械を工業事業地から新たな工業事業地に移動させた、もしくは別の場所に保管した機械所有者、あるいは第一一条第一段または第二段に基づき登記官が承認した機械移動計画書通りに機械を移動しなかった機械所有者は、一万パーツの罰金、もしくは従わなかった日から一日あたり五〇〇パーツの罰金のどちらか多いほうの罰金に処する。

#### 第一五条の二

第一一条第四段に基づき登記官に通知せずに、登記した機械を工業事業地から一時的に移動させた機械所有者、あるいは第一一条第五段に基づき登記官に通知せずに工業事業地内で元の場所から新しい場所に機械を移動させた機械所有者は、二〇〇〇パーツ以下の罰金に処する。

#### 第一五条の三

第一二条に従わなかった者は、五〇〇〇パーツ以下の罰金に処する。

#### 第一五条の四

第一三条の二に基づき登記官に通知しなかった機械所有者は五〇〇〇パーツ以下の罰金に処し、登記官はその機械の登記証明書の取消を命じる。この場合、第九条の三及び第一三条の二を準用する。

#### 第一五条の五

本法令に基づく執行において係官を妨害した、もしくは係官に便宜を供しなかった者は、五〇〇〇パーツ以下の罰金に処する。

#### 第一六条

第一五条、第一五条の二、第一五条の三、第一五条の四に基づく違反行為は、その機械が抵当登記済みで、かつ抵当権者に損害を及ぼすものであるとき、その行為者は一年以下の禁固、または一万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第一七条

産業大臣を本法令の主務大臣とし、登記官及び係官任命権、本法令末尾のレート表を上回らない範囲で省令によって手数料レートを定める権限、本法令に基づく執行のための事業の制定権限を付与する。省令は官報告示をもって施行することができる。

#### 手数料レート

- 一、機械所有権の登記料ノ一台につき五〇〇バーツ。もしくは同一工場の複数の機械の登記で、かつ同時登記であれば一万バーツ以下。
- 二、機械登記証明書の発行料ノ一部五〇バーツ。
- 三、担当官が機械に印字する登記標章料ノ一標章につき五〇バーツ。もしくは同一工場の複数の機械の登記で、かつ同時登記のであれば一〇〇〇バーツ以下。
- 四、第一一条または第一二条に基づく新規登記料ノ一回につき二五〇バーツ。
- 五、機械の抵当または買戻しの登記ノ抵当または買戻しの設定額の千分の一、ただし一〇万バーツを上限とする。
- 六、抵当または買戻し以外の登記済み機械の権利及び法律行為の登記料ノ一回につき一〇〇バーツ。
- 七、申請書または諸書式ノ一部二バーツ。
- 八、登記官が保管している書類の閲覧料ノ一回につき二〇バーツ。
- 九、内容証明付謄本ノ一頁につき五バーツ。

(おわり)